

条 例

議会の議決を経た「千曲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 川 修 一

千曲市条例第6号

## 千曲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

千曲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年千曲市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料については、」の次に「千曲市一般職の給与に関する条例(平成15年千曲市条例第42号。以下「給与条例」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、給与条例の改正により同項に掲げる給料表が改定されたときにおける当該給料表の改定については、市長が別に定める。

第5条第1項中「別表2」を「別表1」に改める。

第7条中「千曲市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年千曲市条例第42号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

附則第2項中「当分の間、」を削り、「の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の110」とする」を「が改正された場合の同項の適用については、市長が別に定める」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。